

第1回薩摩川内市行政改革推進委員会

日 時 平成29年5月17日（水）
場 所 本庁5階 501会議室
時 間 13：30～16：00

〈 会 次 第 〉

- 1 開 会
- 2 会長及び副会長の選出
- 3 諮 問
- 4 報告・協議
 - (1) これまでの行政改革推進委員会の取組について【報告】
 - (2) 第7期行政改革推進委員会の内容及びスケジュールについて【報告】
 - (3) 会議の公開・非公開について【協議】
- 5 模擬評価
- 6 その他
- 7 閉会

■ 配布資料

- ・会次第(本紙)
- ・模擬評価シート
- ・薩摩川内市行政改革推進委員会規則 別紙1
- ・薩摩川内市補助金等基本条例 別紙2
- ・平成29年度評価対象の補助金等一覧 別紙3

■ 薩摩川内市行政改革推進委員会委員名簿（平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日まで）

	職名	氏名	選出区分	所属
1	委員	たしま こうすけ 田島 功輔	商工団体を代表する者	薩摩川内市商工会青年部
2	委員	みやもと やすこ 宮元 泰子	農林漁業団体を代表する者	北さつま農業協同組合
3	委員	いしはら あきのり 石原 昭憲	民主的団体を代表する者	甌はひとつ推進会議
4	委員	こびら としあき 小平 敏明	民主的団体を代表する者	地区コミュニティ協議会連絡会
5	委員	せんば れいこ 仙波 玲子	学識経験者	鹿児島純心女子大学
6	委員	ほかぞの よしふみ 外薗 善文	市長が必要と認めるもの	
7	委員	しらおがわ かずのり 白男川 和典	市長が必要と認めるもの（公募）	

■ 事務局

	職名	氏名
1	企画政策部長	すえなが たかみつ 末永 隆光
2	行政改革推進課長	うえんど さとし 上戸 理志
3	課長代理兼行政改革グループ長	どうもと みつのぶ 堂元 光信
4	行政改革グループ員	たのうえ ひろお 田上 大央
5	行政改革グループ員	うちだ かずき 内田 一樹
6	行政改革グループ員	なかの りな 中野 莉奈

会長及び副会長の選出

薩摩川内市行政改革推進委員会規則第4条の規定に基づき、会長及び副会長を各1名、委員の互選により選出する必要がある。(別紙1参照)

区分	委員名
会 長	
副会長	

(1) これまでの行政改革推進委員会の取組について【報告】

行政改革推進委員会は、「市長の諮問に応じて、本市が行う行政改革の推進及びこれに関連する事項を調査・審議する事務」を担当する市の附属機関として、平成16年度（合併初年度）に設置されている。

ア 第1期

- (ア) 委員 12名
- (イ) 任期・開催状況 平成17年1月12日～平成19年1月11日：16回開催
- (ウ) 主な活動成果
 - ・薩摩川内市市政改革大綱の素案について（答申）
 - ・市政改革の中核となる補助金システムの提言
 - ・市政の望ましいスタンスと広報体制のあり方についての提言
- (エ) 提言に基づく市政改革
 - ・市政改革大綱の策定
 - ・補助金基本条例の制定、補助金制度見直し、提案公募型補助金制度の創設

イ 第2期

- (ア) 委員 9名
- (イ) 任期・開催状況 平成19年4月1日～平成21年3月31日：18回開催
- (ウ) 主な活動成果
 - ・支所のあり方について（中間報告）
 - ・さらなる「市民が主役となる市政」推進として新センターを設置する提言

ウ 第3期

- (ア) 委員 12名
- (イ) 任期・開催状況 平成21年4月1日～平成23年3月31日：17回開催
- (ウ) 主な活動成果
 - ・薩摩川内市市政改革大綱（第2次）の素案について（答申）
 - ・合併検証報告書策定に係る審議
- (エ) 提言に基づく市政改革
 - ・市政改革大綱（第2次）策定

エ 第4期

- (ア) 委員 15名
- (イ) 任期・開催状況 平成23年4月1日～平成25年3月31日：23回開催
- (ウ) 主な活動成果
 - ・事務事業外部評価結果について（答申）・・・平成23年度
 - ・事務事業外部評価結果について（答申）・・・平成24年度
 - ・薩摩川内市組織機構再編方針（案）に関する協議
- (エ) 提言に基づく市政改革
 - ・平成24年度組織・機構の見直し方針策定

オ 第5期

- (ア) 委員 8名
- (イ) 任期・開催状況 平成25年4月1日～平成27年3月31日：25回開催
- (ウ) 主な活動成果
 - ・事務事業外部評価結果について（答申）・・・平成25年度
 - ・事務事業外部評価結果について（答申）・・・平成26年度
 - ・第3次薩摩川内市定員適正化方針（案）に関する協議
- (エ) 提言に基づく市政改革
 - ・第3次薩摩川内市定員適正化方針策定

カ 第6期

- (ア) 委員 8名
- (イ) 任期・開催状況 平成27年4月1日～平成29年3月31日：24回開催
- (ウ) 主な活動成果
 - ・補助金等評価結果について（答申）・・・平成27年度
 - ・補助金等評価結果について（答申）・・・平成28年度
 - ・公共施設再配置計画に関する意見聴取

(2) 第7期行政改革推進委員会の審議内容及びスケジュール等について【報告】

- ア 第7期行政改革推進委員会の審議内容（別紙2参照）
本年度において、見直し期限3年目を迎える補助金等の評価

イ 評価対象の補助金等について

区分	補助金等の種類	備考
見直しの対象の補助金等	221	3年以内にすべてを見直す必要がある。
	68	平成29年度評価対象補助金等
見直しの対象外の補助金等	78	
債務負担行為の補助金等	11	例) 農業近代化資金利子補給金等
法令の規定に基づく補助金等	49	例) 使用済自動車等海上輸送費補助金等
災害復旧のための補助金等	5	例) 特別災害復旧補助金等
特別会計の補助金等	13	例) 人間ドック補助金等
合計	299	

ウ 評価方法

ヒアリングを伴う評価と書類審査のみの評価の2つの方法で補助金等評価を行います。

- (ア) 説明・ヒアリングを伴う補助金等（別紙3参照）
 - ・今年度初めて評価を受ける補助金等
 - ・前回の外部評価結果が「拡大」「改善」「統合」「縮小」の補助金等
 - ・前回の外部評価結果が「現状のまま継続」でも意見が付された運営補助金等、運営及び事業両方を補助する補助金等
- (イ) 書類審査（説明不要）のみ行う補助金等（別紙3参照）
 - ・前回の外部評価結果が「現状のまま継続」の事業補助金等

エ スケジュールについて

(ア) 実施日程について (予定)

	日程	内容	補助金評価数
第1回	5月17日(水)	【諮問】	—
		年間スケジュール、模擬評価の実施等について	—
第2回	6月	第1回評価	6
第3回	7月	第2回評価	6
第4回	7月	第3回評価	7
第5回	8月	第4回評価	12
第6回	8月	第5回評価	7
第7回	9月又は10月	第6回評価	24
第8回	9月又は10月	第7回評価	6
第9回	10月	【とりまとめ】	—
第10回	11月	【答申】	—

(イ) 委員会の流れについて

※開始時刻は、13時30分を想定

時刻	所要時間	項目		
13:35	5分	会長あいさつ等		
13:35	100分	補助金評価(例:1件/課)		
		作業の流れ	作業内容	所要時間
		内容の把握	主管課・室が補助金等評価表及び補足資料により補助金の概要説明を行う。	5分×1 補助金 →5分
		質疑・協議	委員は、主管課・室に対し質疑を行うとともに、見直しの方向性に関する協議を行う。	15分×1 補助金 →15分
		合 計		20分
		※評価対象が2件以上の場合は、一括説明後、一件毎の質疑・協議となります。		
		※質疑・協議終了後、主管課は退席となります。		
		※課毎にこれを繰り返します。		
15:20	10分	休憩		
15:30	40分	作業の流れ	作業内容	所要時間
		まとめ	委員は、協議結果を踏まえて、補助金の評価及び見直しの方向性について、とりまとめを行う。	5分×8 補助金 →40分
		※当日に評価をした全ての補助金について、委員と事務局でとりまとめを行います。		
16:10		閉会		

(3) 会議の公開・非公開について【協議】

ア 条例等の規定状況

- ・ 薩摩川内市情報公開条例第25条の規定により、委員会の会議は「公開が原則」となっている。
- ・ 平成24年4月から、薩摩川内市会議の公開に関する要綱（以下、「要綱」という。）が施行され、附属機関等の会議の公開等について必要な整備がなされた。

- ・ 公開又は非公開の決定は、会長が、当該委員会に諮って行うものとし、会議の非公開を決定したときはその理由を明らかにすることになっている。
- ・ 委員会を開催するに当たっては、1週間前までに市ホームページ等で公開する必要がある。
- ・ 委員会の公開又は非公開にかかわらず、委員会終了後速やかに、当該委員会の結果を市ホームページ等で公表する必要がある。

イ 経緯

(ア) 行政改革推進委員会

- ・ 平成23年度に第4期委員会に事務事業外部評価を諮問した。
- ・ 委員会において、評価作業の公開又は非公開の取り扱いに関する協議が行われたが、「初めての事務事業の外部評価であること」、「公開することにより、踏み込んだ議論ができなくなることが懸念されること」から、「事務事業の評価作業は非公開」と決定された。

市ホームページに掲載した非公開の理由

事務事業の外部評価にあつては、当該事務事業に係る不特定多数の利害関係者が存在する。事務事業の手法の改善及び予算の削減又は拡充に関しての協議段階における公開は、公正な審議の妨げとなり、会議の目的を達成できない恐れが予想されるため。

なお、本委員会から薩摩川内市長への答申内容等については、公開予定である。

- ・ ただし、事務事業外部評価後の予算編成への反映状況の報告等については、事務局から委員へ報告を行う内容となっており、非公開とする理由がないため、公開により委員会を開催した。
- ・ これにより、第5・6期の行政改革推進委員会では、全ての委員会を公開としている。

(イ) 補助金等評価委員会

- ・ 補助金等評価委員会における補助金等評価は、平成19年度から実施しており開始から十分な期間を経過していることから、平成24年度の要綱施行を機に、公開により実施されている。
- ・ 委員会の会議は関係条例等により基本的に公開とされている。また、平成24年度の補助金等評価委員会における補助金等評価は、公開されており、それ以降の行政改革推進委員会でも公開となっている。

(ウ) 今年度の取扱い（案）

今後の評価作業も「公開」の扱いとしたい。

○薩摩川内市行政改革推進委員会規則

平成 16 年 10 月 12 日

規則第 6 号

改正 平成 16 年 11 月 24 日規則第 271 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成 16 年薩摩川内市条例第 38 号）第 3 条の規定に基づき、薩摩川内市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる市内の公共的団体等の代表者及び住民のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 商工団体を代表する者
- (2) 農林漁業団体を代表する者
- (3) 民主的団体を代表する者
- (4) 労働関係団体を代表する者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは副会長が、会長及び副会長がともに事故があるときは年長委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開会することはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、行政改革推進課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

附 則（平成 16 年 11 月 24 日規則第 271 号）

この規則は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

○薩摩川内市補助金等基本条例

平成 18 年 7 月 6 日

条例第 40 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市が多様な行政目的を確実に効果的に達成するために交付する補助金等に関し、その基本原則、見直しその他の基本となる事項を定めることにより、公正で透明性の高い効率的な市政の実現並びに市及び市民がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して魅力あるまちづくりに取り組む社会（以下「協働社会」という。）の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助金等 市が国、県及び市以外の者に対して交付する補助金、助成金その他これらに類する相当の反対給付を受けない給付金をいう。ただし、法令（法律及び法律に基づく命令並びに県の条例、規則等をいう。）の規定に基づき交付するものを除く。

(2) 補助事業等 補助金等の交付の対象となる事務又は事業をいう。

(3) 補助事業者等 補助事業等を行う者をいう。

(補助金等の基本原則)

第 3 条 補助金等は、次に掲げる基本原則にのっとりたものでなければならない。

(1) 直接又は間接に、かつ、広く市民の福祉の向上及び利益の増進に資することが期待できるものであること。

(2) 特定の行政目的の達成のため、又は経済社会の状況にかんがみ、当該補助金等に係る補助事業等を支援し、又は奨励することが真に必要であると認められること。

(3) 当該補助金等の交付を通じて得ようとする成果が明確に定められており、かつ、当該成果の獲得のためには当該補助金等の交付が効果的であると認められること。

(4) 客観的かつ明確な基準等が定められた条例、規則若しくは市長の定める規程又は市の機関の定める規則若しくは規程に基づき公

正に交付するものであること。

(5) 法令等の規定に違反しないものであること。

- 2 補助金等は、補助事業等における市及び補助事業者等の役割分担及び協働の在り方、補助金等の交付以外の方法による行政目的の達成の可能性等を十分に考慮したものでなければならない。

(補助金等の見直し)

第4条 市長は、各補助金等ごとに3年を超えない範囲内で市長が定める期間内に、当該補助金等の充実、整理、廃止その他の見直しを行わなければならない。ただし、債務負担行為に基づき交付する補助金等については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による見直しを行うときは、薩摩川内市行政改革推進委員会の意見を聴いて、各補助金等ごとに次に掲げる事項について評価を実施するものとする。

- (1) 補助金等の交付の目的、必要性及び効果
- (2) 補助金等の交付の基準、額及び補助率
- (3) 補助事業等の性質及び内容（補助事業等における市及び補助事業者等の役割分担及び協働の在り方を含む。）
- (4) 補助事業者等の自立の状況
- (5) 補助事業等以外に補助事業者等が行う公益性のある活動の状況
- (6) 補助金等の交付以外の方法による行政目的の達成の可能性
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(協働社会の形成に資する補助金等の新設等)

第5条 市長は、協働社会の形成に資するため、市民が自主的に実施する事業で特に公益性の高いものを促進する補助金等の新設、充実その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市長の責務)

第6条 市長は、補助金等の申請、交付、見直しの状況その他の補助金等に関する情報の積極的な公表に努めるものとする。

(補助事業者等の責務)

第7条 補助事業者等は、法令等の規定及び補助金等の交付の目的に従って誠実に補助事業等を行うよう努めるものとする。

- 2 補助事業者等は、補助事業等の完了後速やかに、当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について自ら評価を行うよう努めるものとする。

る。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成19年度以後の予算に係る補助金等（平成18年度以前の年度の債務負担行為に基づき平成19年度以後の年度に支出すべきものとされた補助金等を除く。）について適用する。

(薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部改正)

- 2 薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第38号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(薩摩川内市報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 3 薩摩川内市報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第52号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年3月29日条例第7号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(薩摩川内市の附属機関に関する条例の一部改正)

- 2 薩摩川内市の附属機関に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第38号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 薩摩川内市報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年薩摩川内市条例第52号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

平成29年度評価対象の補助金等一覧

部	課・機関	番号	補助金名称	補助の種類	前回評価	前回コメント	評価初	評価方法
総務部	防災安全課	1	日本水難救済会救難所の組織の運営と補償に対する補助金	運営補助と事業補助	継続	コメント有		ヒアリング
企画政策部	甌はひとつ推進室	2	甌島ツーリズム推進協議会運営補助金				評価初	ヒアリング
	地域政策課	3	ボランティアセンター事業運営補助金	運営補助と事業補助	改善	コメント有		ヒアリング
	地域政策課	4	市民活動支援補助金	運営補助と事業補助	継続	コメント有		ヒアリング
市民福祉部	環境課	5	衛生自治団体連合会運営補助金	運営補助と事業補助	継続	コメント有		ヒアリング
	環境課	6	快適環境づくり補助金	事業補助	継続	コメント有		書類審査
	市民健康課	7	歯科医院休日当番事業補助金	事業補助	継続	コメント有		書類審査
	障害・社会福祉課	8	身体障害者福祉協議会運営補助金	運営補助と事業補助	縮小	コメント有		ヒアリング
	障害・社会福祉課	9	つくし園保護者会運営補助金	運営補助と事業補助	廃止	特になし		ヒアリング
	障害・社会福祉課	10	視力障害者協会運営補助金	運営補助と事業補助	継続	コメント有		ヒアリング
	障害・社会福祉課	11	川薩地区ろうあ協会運営補助金	運営補助と事業補助	継続	コメント有		ヒアリング
	障害・社会福祉課	12	手をつなぐ育成会運営補助金	運営補助と事業補助	縮小	コメント有		ヒアリング
	障害・社会福祉課	13	精神保健福祉促進の会運営補助金	運営補助と事業補助	継続	コメント有		ヒアリング
	障害・社会福祉課	14	人権啓発等連絡協議会運営補助金	運営補助と事業補助	縮小	特になし		ヒアリング
	川内クリーンセンター	15	川内クリーンセンター対策委員会運営補助金	運営補助	改善	コメント有		ヒアリング
	子育て支援課	16	1号認定子ども多子世帯実費負担軽減事業費補助金				評価初	ヒアリング
	子育て支援課	17	地域型保育事業連携施設受入事業費補助金				評価初	ヒアリング
	子育て支援課	18	保育所地域活動事業補助金	事業補助	改善	コメント有		ヒアリング
	子育て支援課	19	障害児保育事業補助金	事業補助	改善	コメント有		ヒアリング
	子育て支援課	20	母子寡婦福祉会運営補助金	運営補助と事業補助	改善	コメント有		ヒアリング
	高齢・介護福祉課	21	シルバー人材センター事業補助金	運営補助と事業補助	縮小	コメント有		ヒアリング

部	課・機関	番号	補助金名称	補助の種類	前回評価	前回コメント	評価初	評価方法
農林水産部	農政課	22	みんなでがんばる地域営農支援事業補助金	事業補助	継続	コメント有		書類審査
	農政課	23	新たな地域担い手育成事業補助金	事業補助	継続	コメント有		書類審査
	農政課	24	鳥獣被害防止施設導入事業補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	農政課	25	ゴールド集落鳥獣被害防止施設設置事業補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	畜産課	26	優良家畜保留導入助成事業補助金	事業補助	拡大	コメント有		ヒアリング
	畜産課	27	畜産施設整備事業補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	畜産課	28	乳用雌牛保留導入支援事業補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	畜産課	29	肥育素牛導入支援事業補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	林務水産課	30	林業就労改善推進事業補助金	運営補助	改善	特になし		ヒアリング
	林務水産課	31	みどり豊かな森づくり事業補助金	運営補助と事業補助	改善	コメント有		ヒアリング
	商工政策課	32	商工会議所等指導事業補助金	運営補助と事業補助	継続	コメント有		ヒアリング
	商工政策課	33	商店街アーケード施設維持管理費補助金	事業補助	継続	コメント有		書類審査
	交通貿易課	34	高速船甌島活用イベント推進補助金				評価初	ヒアリング
	交通貿易課	35	外国人留学生奨学金	その他	継続	コメント有		ヒアリング
	交通貿易課	36	国際交流協会補助金	運営補助と事業補助	継続	コメント有		ヒアリング
	交通貿易課	37	かごしま川内貿易振興協会補助金	運営補助と事業補助	拡大	コメント有		ヒアリング
	交通貿易課	38	地区コミ・デマンド運行事業補助金	運営補助と事業補助	継続	コメント有		ヒアリング
	観光・シティセールス課	39	甌海峡横断レース事業補助金				評価初	ヒアリング
	観光・シティセールス課	40	観光客受入施設整備促進補助金				評価初	ヒアリング
	観光・シティセールス課	41	うめんこ村事業補助金	運営補助と事業補助	継続	コメント有		ヒアリング
	観光・シティセールス課	42	エコプロジェクト「海辺の学校」補助金	運営補助と事業補助	継続	コメント有		ヒアリング
	観光・シティセールス課	43	市比野温泉よさこい祭り補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査

部	課・機関	番号	補助金名称	補助の種類	前回評価	前回コメント	評価初	評価方法
商工観光部	観光・シティセールス課	44	いむた池納涼花火大会補助金	事業補助	継続	コメント有		書類審査
	観光・シティセールス課	45	入来町夏まつり納涼花火大会補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	観光・シティセールス課	46	かみこしき夏祭り事業補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	観光・シティセールス課	47	里夏祭り事業補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	観光・シティセールス課	48	川内川花火大会補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	観光・シティセールス課	49	とうごう夏まつり納涼大会補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	観光・シティセールス課	50	市比野温泉杯サッカー大会補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	観光・シティセールス課	51	いむた池梅マラソン大会補助金	事業補助	継続	コメント有		書類審査
	観光・シティセールス課	52	いりきファミリーハイキング補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	観光・シティセールス課	53	海ふれ愛in西方補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	観光・シティセールス課	54	ウミネコまつり事業補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	観光・シティセールス課	55	こしき島アクアスロン大会補助金	事業補助	継続	コメント有		書類審査
	観光・シティセールス課	56	甌大明神マラソン大会補助金	事業補助	継続	コメント有		書類審査
	観光・シティセールス課	57	川内駅前イルミネーション事業補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	観光・シティセールス課	58	川内大綱引補助金	運営補助と事業補助	継続	特になし		書類審査
	観光・シティセールス課	59	とうごう天神梅マラソン大会補助金	事業補助	継続	コメント有		書類審査
	観光・シティセールス課	60	ふるさと再発見地元もりあげ事業補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	観光・シティセールス課	61	港まつり事業補助金	事業補助	継続	特になし		書類審査
	観光・シティセールス課	62	八重山高原星物語補助金	事業補助	継続	コメント有		書類審査
教育委員会	学校教育課	63	市立学校教職員研修補助金	事業補助	継続	コメント有		書類審査
	学校教育課	64	英語力向上プラン事業補助金	事業補助	継続	コメント有		書類審査
	教育総務課	65	遠距離通学生徒の通学費補助金				評価初	ヒアリング

部	課・機関	番号	補助金名称	補助の種類	前回評価	前回コメント	評価初	評価方法
教育委員会	社会教育課	66	女性(婦人)団体運営補助金	運営補助と事業補助	縮小	コメント有		ヒアリング
	社会教育課	67	PTA連合会運営補助金	運営補助と事業補助	継続	特になし		書類審査
	文化課	68	入来麓伝統的建造物群保存地区保存会運営補助金	運営補助と事業補助	継続	コメント有		ヒアリング